

## 業務用（toB）商品開発モデル実証業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本県では、農畜水産物を活用した6次産業化等による付加価値向上を推進してきたが、多くの農業法人等において、資材高騰や人手不足等の課題を抱える中、特に、小売用（toC）商品の展開は、デザイン性の高い包装資材や細かな加工労力を要するためコスト負担が大きく、継続的な収益確保が困難な事例も見られる。

このため、小売用（toC）から、業務用（toB）へシフトした際の効果について、モデル実証を通じて検証し、資材や労力の負担を抑えた「BtoB型のビジネスモデル」を確立し、農業法人等の収益力強化を図る。

### 2 業務の名称

業務用（toB）商品開発モデル実証業務

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 対象品目

部門別	既調査品目	新規調査対象候補品目
農畜産物	日向夏、へべす、ライチ、ゆず、きんかん、レモン	くり、いちご、メンマ、地頭鶏、その他農畜産物 等
水産物	フィッシュミート（ボラ等のすり身）	魚介類 等

### 5 業務内容

#### （1）対象品目におけるモデル実証

上記4の新規調査対象候補品目を参考に2品目以上を選定の上、次の①～⑤を実施する。ただし、上記品目以外の追加提案も可とする。

##### ①BtoB ニーズの調査・分析（マーケット・イン調査）

実需者のニーズを起点とした商品開発を行うため、以下の調査・分析を実施すること。

- ・県内外の実需者（飲食店、ホテル、中食・給食業者、食品メーカー等）に対するヒアリング・アンケートを実施すること。

- ・現状の仕入れにおける課題（下処理の手間、コスト、産地への意見等）および、求めるスペック（カット形状、温度帯、規格、目標価格等）を特定すること。
- ・調査結果を整理し、次項の商品開発に向けた指針（レポート）を作成すること。

#### ②モデル実証を行う農業法人等の選定・伴走支援

本事業のモデルとなる農業法人等を選定し、個別の課題に応じた伴走支援を行うこと。

- ・対象品目ごとに、県内農業法人等を中心にモデル事業者を選定すること（県と協議の上決定する。）。
- ・選定した事業者に対し、専門家派遣や現場指導を通じて、toC から toB への転換に伴う工程見直しや、コスト削減効果のシミュレーション支援を行うこと。

#### ③業務用（toB）商品の開発・改善支援

上記①の調査結果に基づき、実需者のニーズに合致した商品・試作品等の開発・改善を支援すること。

- ・開発数：1品目につき3商品以上の開発または改良を支援すること。
- ・コスト低減の検証：バルク包装化、小分け作業の省略、一次加工（カット・ペースト等）の導入等による、資材費および労務費の低減効果を検証すること。
- ・現場指導：1回以上はモデル事業者を直接訪問（または直接面談）し、実効性のある助言・指導を行うこと。

#### ④マッチング支援およびテストマーケティング

開発・改善した商品の販路開拓および実需者による評価獲得を支援すること。

- ・マッチング実施：1品目につき実需者3者以上とのマッチングを1回以上実施すること。
- ・産地視察：必要に応じて実需者を産地へ招聘し、生産現場の視察や意見交換会を企画・実施すること。
- ・商談支援：サンプル提供、テスト導入の調整、および成約に向けた供給体制（ロット・納期等）の構築支援を行うこと。

#### ⑤既調査品目のフォローアップ支援

令和6年度および7年度の既調査対象品目について、成果の定着を図るため以下の支援を行うこと。上記①～④に重複する支援でも可とする。

- ・商品のブラッシュアップ、追加のマッチング支援、および商談進捗の管理を行うこと。
- ・事業者の規模や特性に応じたグループ分けを行い、それぞれに適した支援計画を

作成・実行すること。

#### ⑥ビジネスモデルの体系化と効果検証

本事業の成果を可視化し、県内全体へ波及させるためのまとめを行うこと。

- ・経営改善効果の数値化：モデル事業者の取組状況を評価し、収益向上やコスト削減額等の経営改善効果を検証すること。
- ・toB取組の事例をガイドラインや事例集として取りまとめ、他の農業法人等が活用できる形で報告を行うこと。

#### (2) その他

本業務の目的に資するもので仕様書の記載内容以外に効果的な取組について、予算の範囲内で提案すること。

### 6 留意事項

- (1) 受託者は、当該業務を実施するに当たり、県やモデル事業者、実需者と十分な調整を行うこと。
- (2) 当該業務に係る経費は、上記5の業務内容に必要な経費以外に充当してはならない。
- (3) 当該業務について、本仕様書の事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。

### 7 成果品等の提出

- (1) 成果品等については、業務委託契約書に基づき、令和9年3月31日（水）までに報告書等の必要書類を提出すること。
- (2) 作成した報告書等は、指定様式の他に業務の実施状況が確認できる資料（需要調査の分析結果、モデル事業者と実需者とのマッチング結果、商品等の開発支援の状況、経営改善効果の検証結果を定量的に示したもの、toB取組事例集等）を添付して提出すること。

### 8 経費

履行までに要するすべての経費を含む。

### 9 その他

- (1) 成果品等についての権利は、県に帰属する。
- (2) 成果品等についての電子データは、県へ提出する。